

# 目次

## 目録

### A 支配

1、御触	1
2、布告	2
3、請書	5
4、その他	6

### B 土地

1、検地帳・高帳	7
2、土地の移動・名義変更	8
3、新田開発	14
4、除地（寺社関係）	14
5、地租改正	16
6、その他	18
〈原村の今井村への編入関係〉	18
〈村絵図〉	19

### C 貢租・課役

1、名寄帳	19
2、年貢割付（免相など）	22
3、年貢皆済目録など	22
4、年貢免除・軽減願い・未払いなど	25

	5、その他の課役（国役・御用金・地方税・営業税など）	26
D	村	
	1、村明細	30
	2、村政	
	〈村役人〉	31
	〈村役人あて諸願書・届など〉	33
	〈役人あて届〉	37
	〈村役人からの申し渡し〉	38
	3、村入用夫銭帳・組別夫銭帳	38
E	戸口	
	1、宗門改（五人組帳を含む）	42
	2、人の移動・欠落	54
F	治安訴訟	79
G	救恤	85
H	用水	86
I	交通	93
J	経済・産業	
	1、林業	95
	2、産業	96

K 金融 ..... 99

L 宗教 ..... 104

M 学校・学事 ..... 106

N 家 ..... 108

O その他 ..... 112

解題 ..... 115

## 凡例

一、本文書目録は、長野市立博物館所蔵の、「更級郡今井村小林家文書」のものである。

一、ここに収録した小林家文書は、昭和五六年に長野市川中島町今井の故・小林久吾氏より長野市立博物館に寄贈されたものである。なお、平成三年には、同家より未整理分の資料が寄託された。

一、本文書目録は項目に分類したのち、年代順にならびかえている。

一、資料に付された番号は、現・筑波大学 佐藤常雄氏によって整理された番号を用いている。なお、この整理の際、一枚文書と冊子ものとにそれぞれ番号が付されているため、重複する番号があるので、一枚ものについては頭にAを、冊子ものにはBを、絵図にはCを、それぞれ番号のうえに付している。

一、資料は近世文書から、明治時代の村政関係文書まで含む。

一、目録中、文書の表題は原文書の表題をそのまま採用した場合と、適宜編者が付した場合とがある。後者の場合に関しては表題に（ ）を付けて区分した。

一、本目録作成にあたっては、柳沢隆雄・島田和・岡藤せつよ・青木茂子・岡沢由往の諸氏が古文書の解説にあたり、これをもとに当館職員・楠川百年がカード記入を行ない、当館学芸員・原田和彦がカードの分類・目録の編集を行なった。

# 解題

## 一、今井村について

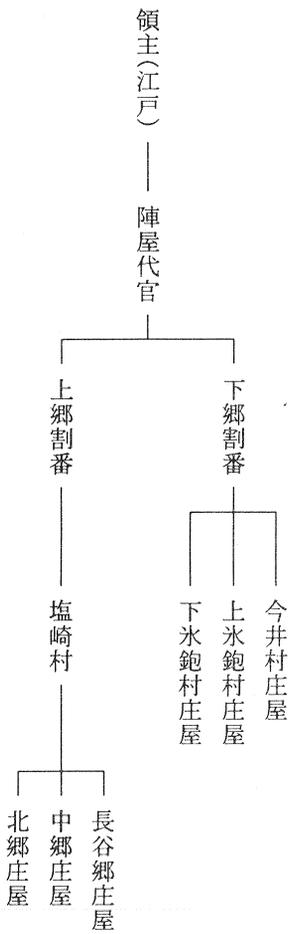
今井村は、現長野市川中島町今井地籍をほぼさしている。

今井村の地名の由来は、木曾義仲の乳母子中原兼棟の子、今井兼平がこの地に館を構えたという伝承による。現在でもこの伝承に基づき、今井兼平の墓・兼平の菩提寺である切勝寺が存在する。

江戸時代の初期、元和年中から川中島は上田藩領となり、当初は仙石氏などがこの地を支配していた。宝永三年、仙石氏に代わって上田藩に松平忠周が入ると、今井村も上田藩・松平氏の飛び地となる。「小林家文書」の中にはこの仙石氏から松平氏に領主が代わる宝永三年、領地替に際して作られた諸文書群が多く存在する（たとえば、A一三〇九・A二四〇・B三一二・B三一三・B一一九九・B一一七九など）。

享保二年、松平忠周が京都所司代となることによって、川中島八カ村は幕府領（天領）となる（A四〇一など）。享保十三年、忠周が死去するとかわってその息子の忠愛が家督を譲られる。享保十五年、忠愛は弟の忠容に川中島一万石の半分の五千石を知行所として分与した（『更級埴科地方誌』第三卷近世下）。ただし、これにも諸説があり、『寛政重修諸家譜』によれば享保十三年に忠容が分知をうけたことになっている（鬼頭康之「信州塩崎知行所の貢租について」『信濃』三〇―三一九七八）。また、小林家文書のA七六三によれば、「享保十六亥年右御高之内五千石、御先代松平民部少輔様御分知と相成り、右村々御高、三千石塩崎村・御高千百十二石今井村・御高八百八十八石上氷鉋村、三ヶ村合五千石也」と記されている。これをそのまま史実と考えるべきではないが参考までに掲げておく。この時をもって塩崎知行所がおかれることとなる。塩崎知行所に属した村は、今井村をはじめとして、塩崎村・上氷鉋村・中氷鉋村（分郷）があった。

今井村の概要については以上であるが、人口の動態等緻密な研究はすでに鬼頭康之氏によってなされており、詳しくはそちらに譲りたい（鬼頭康之「川中島今井村の変遷」『長野』五八号 一九七四年）。ただ特筆すべきは、塩崎知行所における割番役を、代々今井村の庄屋（名主）が踏襲してきたことである（この点は後述）。また、塩崎知行所における在地支配機構について鬼頭氏は次のような機構図をつくられている。



このように、塩崎知行所は、「上郷」「下郷」にわけられ、今井村は「下郷」に属していた。また、割番は原則として二名おかれており、「上郷」一人、「下郷」一人の割合で任命されている。ただ、これは鬼頭氏が断られているように、江戸後期の状態であつて、分知後間もない頃と思われる史料（小林家文書A七七七）では、今井村小林吉右衛門・上氷鉤村東福寺与平次をさして、「右両人儀、吟味の上、御分知以来四ヶ年の割番役申付相勤候処」と記されているところを見ると、この原則は分知後すぐにつくられたものでないことがわかる。（なお、塩崎村に関しては、分郷が町組・角間組・山崎組・平久保組・篠野井組に分けられており、各々に庄屋がおかれることもある。― B三九六）

## 二、小林家文書の特質

### (一) 小林家文書概略

小林家文書はその存在が夙に知られており、多くの地方誌に採訪されている。小林家は代々今井村の庄屋、割番役を勤めており、こうした関係からの文書群中には今井村に関するもののほか、割番役に関わるものも多く含まれている。

今井村における村内の職務分掌については次の史料が的確に示している。（A三七七・長野県史近世史料編第七卷（二）一一二一―号文書）

#### 乍恐以書附御請奉申上候事

- 一 長百姓与申ハ村目付也、村方役人・小前之者善悪共ニ見聞出ス役人也、
- 一 組頭与申者村内組ヲ立置、組下小前之善悪相糺上納取集メ、其外何ニよらず郡役儀等申付候役人也、
- 一 庄屋与申ス者村内一円二引請世話いたし、上納等組頭江申し附組頭より為取立、其外御用人高割何ニよらず皆組頭江申付取り計せ候役人也
- 一 割番与申者ハ右村々之触頭也、上納物其外何ニよらず万事万端割出し世話いたし、上納物庄屋より取集メ御代官所江持参いたし、郷手代立会之上相納可申候事

一 諸願出入等之儀小前より相願候ハ、組頭取継、得与願之趣相糺可成丈ケ利解申聞、御厄介ニ不相成候様取扱可申候、極々不得止事義二候ハ、取継庄屋方江差出可申候、

一 庄屋方江願書組頭より差出候ハ、猶又組頭与評議いたし、願人呼出得与利解申聞、成丈ケ和談いたし候様取扱可致候、其上是悲々相願度申候ハ、庄屋・組頭名印致割番江差出可申候、

一 割番江願書庄屋より差出候ハ、又々割番元ニ而相改庄屋与申談事、割番工風ヲ以利解申聞取計方可有候、是以手段無之候ハ、割番奥書印形いたし、願村役人江相渡、願村庄屋・組頭之内ニ而郷手代迄差出可申候、

一 右願書郷手代請取御代官迄差出可申候、

一 惣而諸願之儀直願与申儀不相成候間、小前一同心得違無之様可申付候、

一 小前遠方江他出又者抜ケ参宮いたし候共、村役人より届ケ書手代江差出、手代より御代官江差出可申候、届ケ無之候而遠方江罷出候儀不相成候、  
村役人之儀者猶更遠方江罷出候ハ、願書ヲ差出、其上聞届ケ之上ニ而罷出可申候、

一村方一統耕作濃業渡世大一ニ出情いたし、上納・諸役儀村役所より申附候ハ、日限通り無間違差出し可申候、  
右者此度 御仕法御改ニ付、前書之通り被 仰渡、小前一統江申聞候所承知奉畏候、依之乍恐御請書奉差上候、以上、

文政三辰年五月

(後略)

この史料から明らかなように、長百姓・組頭・庄屋・割番はそれぞれ各々に付された職掌をもち、こうした組織構造のなかからさまざまな村の文書が作られていた。殊に願書に関しては厳しい規定があり、小前からの願書提出にはさまざまな段階がある。すなわち、組頭において吟味され、その後、庄屋へ、庄屋にて吟味され割番に出され、その後初めて郷手代に出されるのである。

こうした事実は必然的に残存する文書にも影響を与えているはずである。なぜなら、願書のうち、庄屋にあてた願書と、割番にあてられた願書ではその吟味段階が違うのであり、必然的に内容に変化があらわれるはずである。また、庄屋が差し出したものと、割番が差し出したものとはまたその内容が違ってくるはずである。今回の目録作成にあたって、こうした点をも考慮に入れるべきではあった。しかし、従来の分類にはこうした配慮がなされておらず、この点は目録作成の限界といえよう。また、こうした事実を目録という方法で伝えることは不十分であると思われる。今後具体的に事象にあたることでこの点の検証が必要なのではなかるか。なお、本目録を使用するにあたっては、こうした点も考慮に入れて使われることを望みたい。

(二) 小林家について

小林家文書および過去帳からわかる小林家の系図を示すと次のようになる。(明治以前に限った。小林家文書によって確認できる名前には\*が付いている)

- 一代 二代 三代 \*四代 五代 \*六代 \*七代
- 小林吉右衛門 — 七兵衛 — 七兵衛 — 吉右衛門 — 吉右衛門 — 七兵衛 — 吉右衛門
- 妻 おろん 妻 おちよ
- 一 (〜寛延三) 一 (〜天明六) (〜文化六)

\*八代

吉右衛門(常八・翁助・珍義)

\*九代

吉右衛門(椿太郎?)

\*十代

吉右衛門(省吾・居敬)

(〜天保十)

(〜天保二)

(〜大正二)

小林家の来歴は不祥であるが、もともとは武士であったが、大阪城が落城するとともに一族ともにこの地へ移り住んだと伝える。また、八代の小林翁助（おうすけ）は小泉郡滋野村から今井村小林家に養子にはいった人物で、千曲川水路を開くにあたって尽力した人物であり（A三九二ほか）、かつ、江戸にて天保銭鑄造の際に関与もしている（B一二一九）。

十代の省吾（せいご）は、小林家にとつて、あるいは、小林家文書が現在に伝わる上で、重要な役割を果たした人物といえる。省吾は川中島四ツ屋の中沢家の次男として生まれたが、嘉永三年に当時廃絶した小林家に養子として迎えられている。幕末、天保年間に小林家が廃絶した理由は不祥であるが、九代が若くしてこの世を去ったことによるとも考えられる。小林家断絶後は、坂口濟右衛門がこの小林家の世話をしていたようである（なお、こうした理由からか未整理分のなかにこの坂口濟右衛門の關係史料が多く存在する）。この小林家が財産ひとつもたないようになったことや、省吾により小林家が再興された経緯については、省吾自信が晩年記している（B二二七七）。これを裏付ける史料はあまり多く見受けられないが、省吾が小林家にはいると同時に、その格式を整えるなど（B三四四）から、その一端がわかる。

省吾の行なつた小林家復興のひとつとして、文書群の確認作業があげられる（B六〇九）。これは村役の引継ぎに関わるものではあるが、これをみるかぎり小林家文書の整理作業を手懸けていることが明らかである。以上のことから、このような大量な古文書が小林家に残されたのは、小林家廃絶後にその維持管理を勤めた坂口濟右衛門や、それを受け継いだ小林省吾によるものと考えられよう。この他に、省吾はその後、寺子屋の師匠を勤め、戸長・村会議員・中津村村長を勤めるなど、今井村の中心人物であったことも忘れてはならない。

### 三、本目録の分類について

小林家文書を目録化するにあたっては、従来の項目分類を尊重するかたちで行つた。

小林家文書については、すでに指摘したように、小林家が代々勤めた役が、庄屋のみならず割番役も勤めており、このため、現在まで伝えられる資料にもさまざまな性格を有している。このため、まず第一に考えられる分類方法としてこうした役職別による分類方法が考えられよう。ただ、「割番庄屋」などとてくるものについてどのような評価を与えるかは問題があり、この分類方法では不十分であることは確かである。

今回の分類方法はこのような理由から、従来の分類に則るようなかたちで行うこととした。

A支配の項では、代々の今井村支配に関する資料をおさめている。このうち、明治新政府後の布告類もこの中に分類しているが、以降も問題となるどころであるが、近世文書の分類項目のなかに、近現代文書の分類をあてたところに難点が生じている。

B土地の項には、土地台帳の類を中心に分類した。このうち、「質地証文」などは、土地の移動という小項をもうけて分類している。また、ここにも、明治新政府以降の土地に關した資料をいれている。具体的には、地租改正に關したものが多く含まれている。これと関連して、近世を通して今井村内にあった原村の飛び地を今井村へ編入するときの文書群もこの中に分類してある。

C貢租・課役の項では、年貢徴収に關する諸資料をいれている（鬼頭康之「信州塩崎知行所の貢租について―旗本財政究明の基礎作業として―」『信濃』

三〇―三 一九七八年・同「松平知行所における長州征伐調達金―川中島今井村の場合―」【長野】七一号 一九七七年）。ただ注意していただきたいのは、組別の夫錢帳をここに入れずに、次のD村の項のなかに入れており、村入用夫錢帳と一緒の分類となっているところである。また、明治以降に成立した中津村の村税に関する村議会議案等もこの中に含まれている。明治期の村政に関する資料として重要なものといえる。この点を留意いただきたい。D村の項には、村政に関係したものをおさめている。このなかは、先に示したように、願書の出し方にもいくつかの段階があった（A三七七）という認識のもと、①村役人にあてた願書・②村役人から役人（郷手代、あるいは代官）に出されたものとを区分している。またこれとは別に、村入用夫錢帳とともに、組別夫錢帳も分類しており、問題を残しているのでご注意願いたい。

E戸口の項には、戸籍等に関したものをいれている。このうち、婚姻などによって人が移動する場合の文書群を、人の移動という小項をもうけて整理した。

F治安訴訟の項では、盗難届け、訴訟関係をいれている。このうち、夙に著名なものとして、宝暦年間の榭騒動の資料がある。（鬼頭康之「信州塩崎知行所榭騒動」【長野】一一四号 一九八四年）

G救恤の項には、困窮などに関する資料を中心にしていっている。

H用水の項では、川中島三堰に関する資料をいれている。この中には、三堰を示した絵図などが多くおさめられており重要といえる。また、堰の改修などの資料もあり、堰の歴史を語るうえで重要な資料の一つに数えられよう。

I交通の項では、特に国道改修などの資料をおさめている。

J経済・産業の項では、入会に関した資料、作間渡世に関した資料、酒造に関した資料をいれている。

K金融の項には、おもに無尽・借用証文に関した資料をおさめている。

L宗教の項には、切勝寺、今井神社を中心とした資料をおさめている。

M学校・学事の項には、保祐学校をはじめとして、諸学校に関する資料を中心にしていっている。

N家の項には、小林家に関する私的な文書群をおさめた。

このような分類方法をとったが、これが分類方法として最善なものかは今後の課題であろう。

最後に、この目録を作成するにあたって、多くの方々のご協力を賜った。殊に、川中島古文書同好会の五人の方々（岡沢由往・柳沢隆雄・島田和・岡藤せつよ・青木茂子）には多大なご協力を賜った。また、目録の作成方法については、浅科村・五郎兵衛記念館の斉藤洋一氏にご教示を賜った。末筆ながら深謝申し上げたい。



年号		割番役		庄屋(名主)	
天保二	—			島田忠太	
天保六	—			島田忠太	
嘉永四	—			島田左中	
嘉永六				島田左中	
安政元	—			島田左中	
安政三	—			島田左中	
安政五	—			飯島新左衛門	
元治元				飯島新左衛門	
慶応元		清水多仲		飯島新左衛門・小林吉右衛門	
慶応二	—	清水多仲		小林吉右衛門	
明治四	—			—	

(註)

割番役・庄屋の項に記された一の記号は、その期間その任にあったことを示す。

明治四年以降は略した。

堀内新右衛門が庄屋の任にあつたときに残された資料は、堀内家文書として残されている。(現在・県立長野図書館に寄託中)この資料もあわせて検討いただきたい。